

福岡県サイクルスタンド整備等補助金 実施要領

この要領は、本県の自転車による観光（サイクルツーリズム）振興のために必要な受入環境整備の充実及びサイクルツーリズム推進による観光消費の促進を図ることを目的とし、サイクルスタンド整備等に関する以下Ⅰ～Ⅴの事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するための手続きを定めるものです。

Ⅰ サイクルステーション整備事業

1 補助対象者

（１）福岡県内の①から③に掲げるもの

① 市町村

② 次のア又はイのいずれかに該当する観光協会

ア 法人格を有する団体で、次の（ア）及び（イ）のいずれも満たすもの

（ア） 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体

（イ） 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人もしくは特定非営利活動法人であること

イ 法人格を有しない団体で、次の（ア）～（ウ）までのいずれも満たすもの

（ア） 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体

（イ） 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われていること

（ウ） 活動に係る運営に関し、団体の主たる事務所が所在する市町村から、補助、助成もしくは事業委託を受けていること

③ 福岡県内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所を置く事業者

（２）前項に掲げるもので、以下に該当するものは除く

① 宗教法人が管理又は運営するもの

② 県税に滞納があるもの

2 補助事業等

（１）補助事業の内容

① 市町村および観光協会（以下、「市町村等」という。）が、次項に掲げる補助対象設備（以下、「対象設備」という）を設置する当該市町村内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの。

② 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの。

③ 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。

(2) 対象設備

設備	規格
サイクルスタンド	新品で、自立式スタンドが付いていない自転車の駐輪を可能とするもの。
フロアポンプ (空気入れ)	新品でかつ空気圧ゲージ付(1,100kPaまで注入可能)で、仏式・米式バルブ対応オートヘッド採用のもの。
自転車専用工具	新品で、下記に示す工具又は同等の機能を有するもの。 ・タイヤレバー3本組セット ・六角レンチセット(2/2.5/3/4/5/6/8) ・プラスドライバー

※サイクルスタンドの設置がない場合は補助対象外。ただし、既にサイクルスタンドを設置している場合は、この限りではない。

(3) 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内。

ただし、1事業者(もしくは1設置場所)につき、1回の申請とし、その上限額を1万8千円とする。

(4) 補助の期間

交付決定の日から当該年度の3月末までの間に整備・支払いが完了するものを補助対象とします。

Ⅱ サイクリストに優しい宿整備事業

1 補助対象者

(1) 次の①又は②に掲げるもの

- ① 福岡県内の宿泊事業者(旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第4項の営業に係る施設を運営する事業者。)
- ② 民泊事業者(住宅宿泊事業法第3条第1項の届出により行う同法第2条第3項の事業に係る施設を運営する事業者。)

(2) 前項に掲げるもので、以下に該当するものは除く

- ① 国及び福岡県が所有、管理又は運営するもの
- ② 宗教法人が管理又は運営するもの
- ③ 政令市に立地するもの
- ④ 県税に滞納があるもの

2 補助事業等

(1) 補助事業の内容

- ① 施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うもの。
- ② 以下に示す設備の設置

設備	規格
フロアポンプ (空気入れ)	新品かつ空気圧ゲージ付(1,100kPaまで注入可能)で、 仏式・米式バルブ対応オートヘッド採用のもの。
自転車専用工具	新品で、下記に示す工具又は同等の機能を有するもの。 ・タイヤレバー3本組セット ・六角レンチセット(2/2.5/3/4/5/6/8) ・プラスドライバー

(2) 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内。

ただし、1宿泊施設につき、1回の申請とし、その上限額を5万円とする。

(3) 補助の期間

交付決定の日から当該年度の3月末までの間に整備・支払いが完了するものを補助対象とします。

Ⅲ サイクルゲートウェイ整備事業

1 補助対象者

(1) 福岡県内の①から③に掲げるもの

- ① 市町村
- ② 次のア又はイのいずれかに該当する観光協会
 - ア 法人格を有する団体で、次の(ア)及び(イ)のいずれも満たすもの
 - (ア) 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体
 - (イ) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人もしくは特定非営利活動法人であること
 - イ 法人格を有しない団体で、次の(ア)～(ウ)までのいずれも満たすもの
 - (ア) 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体
 - (イ) 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われていること
 - (ウ) 活動に係る運営に関し、団体の主たる事務所が所在する市町村から、補助、助成もしくは事業委託を受けていること
- ③ 福岡県内に本社(個人事業者においては住所)又は営業所を置く事業者

(2) 前項に掲げるもののうち、以下に該当するものは除く

- ① 宗教法人が管理又は運営するもの
- ② 県税に滞納があるもの
- ③ 政令市に立地するもの

2 補助事業等

(1) 補助事業の内容

次の①から③のいずれかの事業に該当し、対象設備購入により、「福岡サイクルスポット認定制度実施要領」に規定する福岡サイクルゲートウェイの必須要件を全て満たすこと。

- ① 市町村等が、下記の対象設備を設置する当該市町村内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの。
- ② 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの。
- ③ 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。

(2) 対象設備

- ① 更衣室等着替えスペースを提供するための設備
- ② コインロッカー等荷物預かりサービスを提供するための設備

(3) 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内。

ただし、1施設につき、1回の申請とし、その上限額を30万円とする。

(4) 補助の期間

交付決定の日から当該年度の3月末までの間に整備・支払いが完了するものを補助対象とします。

IV サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業

1 補助対象者

(1) 福岡県内の①から③に掲げるもの

- ① 市町村
- ② 次のア又はイのいずれかに該当する観光協会
 - ア 法人格を有する団体で、次の（ア）及び（イ）のいずれも満たすもの
 - （ア） 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体
 - （イ） 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人もしくは特定非営利活動法人であること
 - イ 法人格を有しない団体で、次の（ア）～（ウ）までのいずれも満たすもの
 - （ア） 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り

組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体

(イ) 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われていること

(ウ) 活動に係る運営に関し、団体の主たる事務所が所在する市町村から、補助、助成もしくは事業委託を受けていること

③ 福岡県内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所を置く事業者

(2) 前項に掲げるもののうち、以下に該当するものは除く

① 宗教法人が管理又は運営するもの

② 県税に滞納があるもの

③ 本補助金を活用した主たる事業実施場所が政令市にあるもの

2 補助事業等

(1) 補助事業の内容

サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出すると認められた以下の事業

① バス（観光バスを含む）、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶等において、自転車を生体内又は船内外に積載して移動可能とする事業の新規実施又は事業拡充

② レンタサイクル・シェアサイクル事業の新規実施又は事業拡充

③ レンタサイクル・シェアサイクルを活用した新たなサービスの提供（貸出場所以外での返却や、返却された自転車の再配置を行うサービスの提供等）

④ その他知事が必要と認めるもの

(2) 補助対象経費

(1) の補助対象事業の実施に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、下表に定める経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。

科目	補助対象経費
需用費	・ 消耗品費（自転車付属物品等、事業実施に直接必要と認められる物品に限る） ・ 事業の広告宣伝にかかる印刷製本費等
備品購入費	・ 貸出用自転車の購入費 ・ 自転車を積載し、移動を可能とする設備の購入及び設置にかかる費用 ・ その他事業実施にあたり必要となる資機材購入経費等
工事請負費	・ 事業実施に必要な施設整備にかかる工事費 ・ 車両の改造にかかる費用（例：車両の貨物室の拡張、座席の撤去等）
委託料	事業の一部を委託する費用
その他、知事が特に必要があると認めるもの	

※ 事業の広告宣伝に係る費用は、全体事業費の2割を上限とする。

※ 貸出用自転車の購入費については、1台当たりの補助上限額を5万円とする。

※ 以下の経費は、補助対象外とする。

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 交付決定前に発生した経費
- ・ 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・ 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・ 本事業における資金調達に必要となった利子 等

（３）補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内。

ただし、1件につき上限額を100万円とする。

（４）補助の期間

交付決定の日から当該年度の3月末までの間に整備・支払いが完了するものを補助対象とします。

V 地域のサイクリングイベントの国際化支援事業

1 補助対象者

（１）福岡県内の①から③に掲げるもの

① 市町村

② 次のア又はイのいずれかに該当する観光協会

ア 法人格を有する団体で、次の（ア）及び（イ）のいずれも満たすもの

（ア） 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体

（イ） 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人もしくは特定非営利活動法人であること

イ 法人格を有しない団体で、次の（ア）～（ウ）までのいずれも満たすもの

（ア） 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体

（イ） 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われていること

（ウ） 活動に係る運営に関し、団体の主たる事務所が所在する市町村から、補助、助成もしくは事業委託を受けていること

③ 福岡県内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所を置く事業者

（２）前項に掲げるもののうち、以下に該当するものは除く

① 宗教法人が管理又は運営するもの

- ② 県税に滞納があるもの
- ③ 本補助金を活用した主たる事業実施場所が政令市にあるもの

2 補助事業等

(1) 補助事業の内容

福岡県内で開催されるサイクリングイベントで、以下のすべてに該当するもの。

- ① サイクリングイベントの国際化を図るものであること。
- ② 設定されるコースが福岡県内を通るものであること。ただし、北九州市内及び福岡市内のみを対象とするコースを除く。
- ③ 単日もしくは連日のイベントにおける総走行距離が 100km 以上のコースを設定していること。
- ④ 概ね 3 年以内に、インバウンドの参加者を全体参加者の 1 割以上となるよう目指すこと。

(2) 補助対象経費

- ① (1) の補助対象事業の実施に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、下表に定める経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。
- ② 申請にあたってはイベント本体経費（会場設営費、スタッフ人件費等）と国際化対応にかかる経費（インバウンド対応サポートカーライダーの謝金、旅費等）を区別して計上すること。
- ③ インバウンド参加者への宿泊助成を行う場合にはイベントチラシ等に明示するとともに、助成を受けた参加者から領収証等を受領すること（様式任意）

科目	補助対象経費
報償費	謝金等
共済費	傷害保険等
旅費	通訳の旅費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
工事費	事業実施に必要な施設整備にかかる工事費
役務費	広告宣伝費、手数料、保険等
委託料	事業の一部を委託する費用
使用料及び賃借料	会場借り上げ料、駐車場使用料等
補助金	インバウンド参加者への宿泊助成等
知事が特に必要があると認めるもの	

※ 以下の経費は、補助対象外とする。

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 交付決定前に発生した経費
- ・ 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等。）

- ・ 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・ 本事業における資金調達に必要なとなった利子等

(3) 補助率・補助限度額

(2) に定める補助対象経費の 1 / 2 以内。

補助対象経費の総額の 1 / 2 の額又は総事業費（補助対象経費＋補助対象外経費）から参加料、寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか小さい額以内で、100万円を上限とする。

(4) 補助の期間

交付決定の日から当該年度の3月末までの間に整備・支払いが完了するものを補助対象とします。

VI 共通事項

1 交付申請及び決定

(1) 交付申請受付期間

令和7年4月21日（月）から令和8年2月27日（金）

※上記受付期間内にかかわらず、予算が無くなり次第、募集を終了します。

(2) 申請方法

① 申請先

申請書及び各添付書類を揃えて、電子メールまたは郵送にて提出してください。

（申請受付窓口）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県商工部観光局観光振興課 観光地域づくり係

E-Mail: chiikidukuri@pref.fukuoka.lg.jp

② 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

※補助要綱・申請様式等は以下のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cycle-hojo.html>

申請に必要な書類
ア I～IVについて ○補助金交付申請書（様式第1号） ○事業計画書（様式第2号） （添付資料） ・対象設備の設置場所の地図 ・対象設備の機種名、型式、性能等が確認できる書類 ・対象設備の設置に係る見積書の写し

○収支予算書（様式第3号） イ Vについて ○補助金交付申請書（様式第1号） ○事業計画書（様式第2号－2） （添付資料） ・ イベント概要が確認できる書類 ・ 国際化を図る事業の一部を委託する費用、外国語看板製作費等に係る見積書の写し ○収支予算書（様式第3号）

（3） 補助金交付決定通知

申請受付後、随時審査を実施し、交付決定の可否を通知します。

2 注意事項

（1） 補助金の申請要件について

次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者の運営に関係している場合又は、間接事業者である場合は、補助金の交付申請をすることができません。

- ① 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- ② 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- ③ 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等

市町村以外が補助金交付申請を実施する場合は、申請書別紙の役員名簿（氏名／性別／生年月日）を記入の上、提出してください。

（2） 着手時期について

原則として交付決定のあった日以降とします。

（3） 補助対象経費からの消費税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税額（以下、「消費税等」とする。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 消費税法第60条第4項の規定により地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される補助事業者
- ⑤ 消費税法第60条第6項の規定により地方公共団体の一般会計に係る業務の仕

入りに係る消費税額の控除の特例が適用される補助事業者

- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(4) 補助金の支払いについて

県からの補助金の支払いは、原則として御提出いただいた実績報告書等による完了検査後です。

補助事業が完了した際は、実績報告書の提出をお願いします。これを受けて、県は完了検査を実施します。補助事業の完了が確認され、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。なお、実績報告には下記の書類のご提出をお願いします。

事業報告に必要な書類	
ア	I～IVについて
	○実績報告書（様式第8号）
	○事業実績書（様式第8号別紙）
	（添付資料）
	・ 対象設備の設置状況が分かる写真
	・ 対象設備の購入に要した費用に係る領収証等の写し
	○収支決算書（様式第3号）
イ	Vについて
	○実績報告書（様式第8号）
	○事業実績書（様式第8号別紙）
	（添付資料）
	・ イベントの実績報告
	・ 国際化対応のために要した費用に係る領収証等の写し
	○収支決算書（様式第3号）

概算払の請求をする場合には、請求金額の算出内訳などを記入した「概算払請求内訳書」（様式任意）を添付して御提出をお願いします。また、全ての事業が完了しましたら、必ず実績報告の提出をお願いします。

(5) 補助事業内容の変更手続きについて

事業内容を変更する場合には、事前に知事の承認を受けることが必要です。

各補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、様式第4号により事業変更の承認申請を行ってください。ただし、下記に示す軽微な変更については承認申請の必要はありません。

事業内容に変更が生じる可能性がある場合には、早めに担当者まで御連絡ください。変更承認の手続きを経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付することができない場合がありますので、必ず事前に御相談ください。

＜軽微な変更について＞

- ① 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、事業目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の増減が20パーセント以内のもの。
- ② 事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更。

(6) 同一施設におけるⅠ～Ⅴの各事業の併用について

以下に例示する場合など、補助金を活用した事業目的や設備用途等が異なる場合、Ⅰ～Ⅴの各事業の補助金を併用することが可能です。併用可能か御不明な場合は、御相談ください。

例)「サイクリストに優しい宿整備事業」の補助対象となる事業者で、宿泊者以外への飲食等のサービスの提供を行う場合に、「サイクルステーション整備事業」を併用する 等

3 その他

(1)「福岡サイクルスポット認定制度実施要領」に基づく認定

補助金の交付を受け、認定条件を満たす場合、「福岡サイクルステーション」「福岡県サイクリストに優しい宿」「福岡サイクルゲートウェイ」として認定します。(認定に必要な書類の提出は必要です)

市町村等が間接補助を行う場合、市町村等はのぼり・ステッカーの受け取り、事業者への配布、視認性の高い場所へ設置及び設置の働きかけをお願いします。

(2) アンケート調査等への協力

福岡県商工部観光局が、サイクリストやサイクルツーリズムを対象としたアンケート・調査等を実施する場合、その調査への御協力をお願いします。